慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三二三〕 議決権行使の代理人資格の制限: 日本保証マンション株主総会決議取消訴訟判決 (東京地裁昭和六一年三月三一日判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.6 (1992. 6) ,p.125- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19920628-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

例研究

(商法 議決権行使の代理人資格 の制

―日本保証マンション株主総会決議取消訴訟判決

|昭和六○年切一四八九八号株主総会決議取消請求事件||金融・商事判例七四四号一九頁||金融・商事判例と四四号一九頁|||大明の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

権の行使を拒んで行われた総会の決議は、これを取り消しうる 場合、株主である法人(株式会社)の従業員(非株主)による議決 議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款の定めがある

〔判示事項〕

〔参照条文〕

商法二三九条三項・二四七条

株式会社)の株式を、それぞれ二万株および二万六〇〇〇株を 原告以会社および以会社は、 被告Y 会社(日本保証マンション

有する株主である。

うとする場合には、その委任する代理人は当会社の株主である 社に提出しなければならない。」旨の定めがあった。 ことを要する。ただし、その代理人は代理権を証する書面を会 Y会社の定款には「株主が代理人を以って議決権を行使しよ

> 下 「本件総会」という)の開会時間である午後一時の五分前 本件総会場の受付で、それぞれ委任状を示して本件総会へ出 和六〇年一〇月二八日に開催されたY会社の臨時株主総会(以 せないまま、本件総会を開催し、2を監査役に選任する旨の決 が、Cは翻意せず、Y会社は、AB両名を本件総会場へ入場さ もX、X。会社の代表者の委任状を所持していることを説明した 部長とスタ会社の営業部課長という役職にあることおよびいずれ 席する必要はないこと、AおよびBは、それぞれXi会社の総務 士DがCに対して、法人株主の場合には、必ずしも代表者が出 きない旨を告げた。このためAを補佐すべく同道してきた弁護 に置かれたY会社の定款を指差して、株主以外の方の出席はで したい旨を申し出たところ、Y会社のCは受付のテーブルの上 原告が、会社の総務部長A、およびが、会社の営業部課長Bが、昭

七・五パーセントを有していたXX両会社の持株比率が極端にところで、本件紛争の背景には、大量の不正融資を行ったとして話題になった平和相互銀行(後に住友銀行に吸収合併されていして話題になった平和相互銀行(後に住友銀行に吸収合併されている)の関連会社間の紛争が存在しており、 既にY会社の第三者る)の関連会社間の紛争が存在しており、 既にY会社の第三者る)の関連会社間の紛争が存在しており、 既にY会社の第三者を入る。

意図したものと推測でき、決算を月内に予定する限り、臨時株Sがこのような時期に突然辞任すること自体、Y会社の取締役然辞任届をY会社に送付してきているが、Sは刈会社の取締役末(一○月三一日)を前にして、昭和六○年一○月一日付で、突末(一○月三一日)を前にして、昭和六○年一○月一日付で、突末(一○月三一日)を前にして、昭和六○年一○月一日付で、突末(一○月三一日)を前にして、昭和六○年一○月一日付で、突末(一○月三一日)を前によって主張されている。

争の渦中にあり、本件入場拒否もその一環として、Y会社によ

したがって、ストスト両会社とY会社とは会社の支配権をめぐり紛

張して、新株発行無効の訴を提起し、現在係争中であること、

減ったため、XiXi両会社は、第三者割当増資は無効であると主

【判旨】請求認察

瑕疵は、その態様自体からして重大であると認められるから、 議の方法は著しく不公正であったという外ない。そして、右の 使の機会を事実上奪ってされたものと認められるから、その決 認められない。そうだとすると、本件決議は、ストらの議決権行 総会に出席して議決権を行使することにより本件総会が攪乱さ と認められる。そして、本件においては、Xらの従業員が本件 特段の事情のない限り、右定款の規定に反しないと解すべきと 資格を当該会社の株主に限る旨定めた場合においても、 本件請求を裁量により棄却することは相当でなく、本件決議は れ、Y会社の利益が害されるおそれが具体的にあったとは未だ として本件総会に出席して議決権を行使することを拒んだもの 右のような定款の定めを根拠に、Xiらの従業員がXiらの代理人 ころ(最判昭和五一年一二月二四日)、 右事実によれば、Y会社は 主総会が攪乱され、会社の利益が害されるおそれがあるなどの に出席させて議決権を行使させることは、そのことによって株 社の株主である株式会社がその従業員を代理人として株主総会 「会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の 当該会

(研究)

取消しを免れない。

定 総会

二頁、石田栄一・金融・商事判例七五八号四二頁、柿崎栄治・でも、次のようなものがある。中村一彦・商事法務一○八四号一 本判決についての評釈・解説は多く、私が渉猟しえた範囲

張している

が攪乱され、

たところ、

の定めによりX、会社の代理人らの入場を拒否したのであると主

主総会を開いて後任の監査役を早急に選任することが急務であ

玄社の利益が害されるおそれがあったので、 X、会社らの使用人が本件総会に出席すれば、 限定する定款の定めの効力が及ぶかという点にある。しかし、

このような場合にも、議決権行使の代理人資格を株主に 組織の一員として服従義務を負っていると解される

巻三号一〇四頁、水沼宏・判例タイムズ六七七号二一六頁、神 作裕之・ジュリスト九五〇号一三一頁、森田章・商事法務一二 **法律のひろば四○巻二号四四頁、奥島孝康・法学セミナー三三**

〇二号三〇頁である

X、会社およびX。会社からの委任状(代理権を証する書面)を示し に無効と解した場合には、本件においてAおよびBがそれぞれ 力から論じなければならない。なぜなら、この定款の定めを仮り は、議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款の定めの効

ないであろうし、仮りに有効と解した場合には、AB両名はY会 取消が認められる(但し商法二五一条の裁量棄却に該当するかどらか を行った場合には、その決議は、商法二四七条第一項が定める 得ず、したがって、AB両名の議決権行使を拒否して、総会決議 ている以上、Y会社は、AB両名の議決権代理行使を認めざるを ,決議ノ方法ガ著シク不公正ナルトキ」に該当し、 決議取消を認めた本判決の結論の是非を判断するにあたって ケース毎に判断されなければならない)ことについては異論は 当該決議の

> た裁判例のほとんどが、非株主によって議決権が代理行使され 株主に限る定款の定めの効力については、目新らしいことを論 とを理由に、定款には違反せず、したがって決議取消原因には その法人の職員または従業員を代理人として議決権行使をさせ 月二四日民集三〇巻一一号一〇七六頁は、法人株主の場合には この点についても、本判決が引用している最判昭和五一年一二 たケースであったのに対し、本件では、会社がそのような定款 れる。すなわち、従来、前述の定款の定めの効力が問題となっ なぜであろうか。それは、本判決の事案の特殊性にあると思わ 冒頭に掲げたごとく、評釈や解説を行っている学者が多いのは じたものとはいえない。それにもかかわらず、本判決について このようにみてくると、本判決は、議決権行使の代理人資格を ならないと判示しており、本判決もこの立場を踏襲している。 の命令に服する義務を負っており、 ても、これらの者は、法人という組織の中の一員として、 総会攪乱のおそれはないこ

当時大量の不正融資を行ったとして話題になった平和相互銀行 の関連会社間の紛争と関係ある事件であるからである として東京地判昭和五七・一・二六判時一〇五二号一二三頁) が問題となっており、その限りにおいて珍しいケースといえる の定めを根拠に非株主による議決権の代理行使を拒否したこと し(本件以外に会社が非株主による議決権の代理行使を拒否した裁判例

社の株主ではないから、Y会社がAB両名の議決権行使を拒否

株主ではないが、ともに株主であるス「会社およびス「会社の従業 とは自明のことだからである。問題は、AB両名は、Y会社の して総会決議を行っても、その決議に瑕疵があるといえないこ

ついては、冒頭に掲げた本件判例評釈・解説のすべてが触れて 議決権行使の代理人資格を株主に限る定款の定めの

り(最判昭和四三・一一・一民集二二巻一二号二四〇二頁)、学説上、 ti (1)だけを述べるにとどめたい。理由は以下の通りである 明に委ねることとし、ここでは、 ことであるから、 無効説が存在し、それぞれの根拠が示されていることは周知の 護する趣旨にあるのであるから、このような資格制限は、 主以外の第三者によって攪乱されるのを防止し、会社利益を保 決権行使の代理人資格を株主に限ると定めることは、 ヲ行使スルコトヲ得」と定めている。有効説は、定款により議 商法二三九条二項本文は、「株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決権 わゆる画一的有効説、 これを原則として有効と解することが確定した判例であ 右定款の効力については、前述の諸論考の説 制限的有効説、画一的無効説、 私が画一的無効説を採る理 総会が株 制限的

由

改正前においては、ともかく、単位株制度が設けられた昭和五 号八六頁、中村(一)「議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規 法務六一四号一一頁、龍田・最判昭和四三・一一・一判批民商六一巻二 考え方(田中(誠)「議次権代理人を株主に限る定款規定の効力」商事 昭和五一・一二・二四にもあてはまる。なお、無効説の一般的な であり、裁判官の恣意が入り易く法的安定性に欠ける憾みがあ 乱のおそれがないと判断すべきなのか、その判断基準が不明確 使を認めたケースがあるが (制限的有効説―大阪高判昭和四一・八・ 使をさせた事案において、この場合の代理行使を認めても、 **うる株主がいないため、自己の親族 (非株主) に議決権の代理行** 例の中には、小会社において病気や老齢の大株主が他に信頼し 権代理行使の自由を保障する商法の趣旨にもとること。 荒し防止のためには、 述の法人株主の従業員等による議決権の代理行使を認めた最判 る。したがって、制限的有効説は採りえない。 八下級民集一七巻七=八号六四七頁)、 どのような 場合に、 権行使の機会を奪うおそれがあるとして、 会攪乱のおそれはなく、かえってこれを認めないと株主の議決 に挙げているが、単位株制度が存在していない昭和五六年商法 められる会社では、 定の効力」商法・保険法の諸問題〔大森還暦記念〕七四頁等〕は、 あまり効果はないことを、その根拠の一つ 有効説を採っても、 株式譲渡の自由が認 この場合の議決権行 同様な批判は、前 総会攪 (3) 裁判

理・不相当な制限とはいえないというが、 商法二三九条二項

株主の議決権行使を容易にする目的をもつ強行法と解すべ

争いがある場合、

信頼できる代理人を株主の中から見出すこと

六年商法改正後は、単位株制度適用会社においては、相当な金員

陣に委任することになり、

経営者のなすがままになるおそれが とくに株主間に会社支配を巡って

小会社においても、

状を差し出すこととなるが、後者の方法をとると、会社の経営

広い地域に分散しているため、代理人を他の株主の中からみつ 定款の定めを有効であるとすると、大会社においては、株主は 総会の攪乱防止の方法は別個に考えるべきものであること。⑵ きであり、会社側の円滑な総会運営のことは考慮しておらず、

結局は棄権するか、代理人氏名白地の委任

けることは難しく、

は難しく、事実上代理行使の機会を奪われることとなり、

ない者が総会決議に参加することを防止しようとしているので

定款で議決権行使の代理人資格を株主に限定する旨

となる。

ところで、

わが国の決議取

た会社経営を求めるという株主の会社に対する基本的権利に基

株式譲渡制限を定めた目的を補完する機能を

会社は株式譲渡を制限することによって会社にとって好ましく

要求に応ずることは、さほど困難なことではなく、このような

を定めることは、 あるから、 件 社においては、 くなったから、 六年商法改正により認められた書面投票制度を採用している会 効果があまりないとはいえないであろう。また、 理人資格を株主に限る旨の定款の定めに総会屋に対する防衛的 るをえないと考える。したがって、今日では、 定めを置いている)、 この定款 には 総会荒し防止の機能を認めざ 株主に限る旨定めた場合には を使ってかなりの数の株式を取得しないと議決権行使が出来な のような問題が発生する余地は少なくなると思われる(同 議決権代理行使の意義はうすれ、その結果、本 定款で議決権行使の代理人資格を議決権のある (実際に 上場会社の多くはこのような 議決権行使の代 同じく昭和五

るから、 菱田・新注釈会社法⑸二三九条13、龍田・前掲九九頁)。 その 論 拠と は、この定款の定めを有効と解するものもある(制限的無効説ー て無効と解しながら、株式譲渡制限の定めのある会社に限って 渡制限のある会社では、 無効説の論者の中には、 株式の自由譲渡が認められている会社と異なり、 株主の中から代理人を求めることを要求しても、 株主間に人的関係を認めることができ 右のような定款の定めを原則とし 株式譲 その

旨・神作・前掲一三四頁)。

四

がって、制限的無効説も採り得ない。 使の機会を奪うに等しく、株主に議決権行使の機会を保障して 株主である場合の株主は、信頼しうる代理人を他の株主の中から得るこ 得るのが困難な場合が多いこと(閉鎖会社は一般的に規模も小さく いる商法二三九条二項の立法目的に反するものといえる。した 款の定めを有効と解することは、事実上株主の議決権の代理行 とはほとんどできないといってよい)を考えると、この場合に、 株主数も少ないと思われるので、自己以外の株主がすべて自己に反対の る。しかし、閉鎖会社においてこそ他の株主の中から代理人を もつことが期待され意義あるものと認められることを挙げてい 定

議の取消を求めているが、 らよいか、また本件総会決議についてXX。両会社は裁判所に決 ざるを得ず、したがって、それを認めないで行われた本件総会 面をY会社に提出している以上、Y会社は、この代理行使を認め と解するから、AB両名が当該総会において代理権を証する書 定めがなされていても、 なる。すなわち定款に議決権行使の代理人は株主に限るという の定めは、法令違反(商法二三九条二項違反)の定めであって無効 権代理行使を拒否して行った本件総会決議の効力が次に問題と 決議には瑕疵があることになるが、どのような瑕疵と解した このように、 画一的無効説を採った場合、 画一的無効説の立場からは、 この請求を認めるべきか否かが問 AB両名の議 当該定款

消訴訟は、法令・定款に従っ

おそれのない者と解釈したり、定款の効力が及ぶ会社を限定しないと解すると法的安定性を欠くことになる。定款の定めに、理款の定めは一般的に有効であるが、事情によっては、まうに、定款の定めは一般的に有効であるが、事情によっては、非株主が議決権の代理行使を行っても、当該定款の定めに抵触非株主が議決権の代理行使を行っても、当該定款の定めに抵触非株主が議決権の代理行使を行っても、当該定款の定めに抵触非株主が議決権の代理行使を行っても、当該定款の定めに抵触非株主が議決権の代理行使を行っても、当該定款の定めに抵触非株主が議決権の中の一つと理解すべきであるといわれていづく一般的な訴権の中の一つと理解すべきであるといわれていづく一般的な訴権の中の一つと理解すべきであるといわれていづく一般的な訴権の中の一つと理解すべきであるといわれてい

キ」に該当するかどうかが問題とされている。判旨のように制

従って本件決議は取消の対象となる。これと同じ結論を示したた総会の決議は「決議ノ方法が著シク不公正ナルトキ」に当り、ったことに等しく、従って、右法人株主が参加しないでなされな記めなかったことは法人株主の議決権行使の機会を事実上奪を認めなかったことは、定款の定めに遵守し、右従業員の代理行使を行めるにとは、定款の定めに実質的に牴触するものでは理行使を行うことは、定款の定めに実質(非株主)が議決権の代限的有効説を採れば、法人株主の従業員(非株主)が議決権の代限的有効説を採れば、法人株主の従業員(非株主)が議決権の代

本判決は、この限りにおいて正当といえる。

☆ それでは、私見のように画一的無効説の立場からは、どの たがち、そのような決議は、商法二四七条一号にいう「決議ノ方 から、そのような決議は、商法二四七条一号にいう「決議ノ方 から、そのような決議は、商法二四七条一号にいう「決議ノ方 から、そのような決議は、商法二四七条一号にいう「決議ノ方 から、そのような決議は、商法二四七条一号にいう「決議ノ方 とがまから、そのような決議は、商法二四七条一号にいう「決議ノ方 とがといる。

たりすることには賛成しがたい。

裁量棄却を認めており、商法二四七条一項二号・三号の内容上たは決議の方法が法令または定款違反を理由とするものだけに訴の中でも、裁量棄却できる場合を限定しており、招集手続ま却を認めてよいかを吟味する必要がある。本条は、決議取消の号により取消の対象となるときは、一応商法二五一条の裁量棄立場からも、本件決議は取消の対象になるが、商法二四七条一立場からも、本件決議は取消の立場からも、画一的無効説の七 このように、制限的有効説の立場からも、画一的無効説の

えず、また、もし原告の議決権行使を認めた場合には決議の結

の量 践することなく抜き打ち的に倍額増資(第三者割当)を行い原告 告の主張によれば、昭和四五年一月八日現在では発行済株式総 係属中であることが明らかにされている。 の支配権を奪うという挙に出たため現在、新株発行無効の訴が 和六〇年五月一一日に被告会社は新株発行事項の公示手続を履 数八万株のうち原告が五七・五パーセントを有していたが、昭 適用の有無を判断するにあたって必要となる。本件の場合、 つ決議に影響を及ぼさないかどうかの検討が、商法二五一条の るように思われる。私見のように、決議方法の法令違反を理由 重大性を挙げているが、これは言わずもがなのことを言ってい 判旨は、裁量棄却の対象とはならない理由として瑕疵の態様の 瑕疵の重大性の有無や決議への影響の有無を吟味する必要はな 著しく不公正であることを理由に決議取消の対象となるときは、 に取消の対象になると考える場合には、瑕疵が重大でなく、 く、それだけで、商法二五一条の裁量棄却の対象とはならない。 改正会社法一八○頁)。 従って、 本件判旨のように 決議の 方法が 自体重大な瑕疵を 帯びるものと 考えられるからである(稲葉・ 量棄却の対象からはずされている。著しく不公正な決議はそれ 集手続または決議の方法が著しく不公正であるという瑕疵は裁 瑕疵の場合は勿論、 「の議決権行使を認めないという瑕疵は重大ではないとはい 原告の持株比率は従来の半分に減少したが、これだけ 同項一号の手続上の瑕疵であっても、 右の第三者割当増資 招

> 認めるという結論になる。 五一条の裁量棄却を認めることは相当でなく、決議の取消しを果が変ったかも知れないと思われ、従って本件の場合に商法二

(付言)

され、本判決は確定した(最判昭和六一・一一・七)。 声は 却下高判昭和六一・七・三〇別冊商事法務九二号一八二頁)。 上告 は 却下本判決に対し、Y会社は控訴したが、棄却されて いる(東京

(平成四年三月一五日稿)

阪埜 光男